

決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

初めに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、9月3日に設置された後、9月13日に平成29年度決算概要説明を行い、9月18日に決算関連5議案が本会議において付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告・質疑、総括質疑、各分科会での関係各部局からの説明・質疑等の詳細審査を経て、10月2日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところであります。

10月2日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、5分科会の審査の過程で出された12項目にわたる要望等が報告されております。執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の5点について申し上げます。

まず、自主防災会連合会補助金についてであります。

たび重なる地震・水害・大雪など多様な災害に備え、自主防災会の充実強化を図るため、危機管理局に防災支援係を新設し、地域防災力の向上に努力されていることは、高く評価しています。

しかしながら、さらなる地域防災力の向上を図るためには、行政だけではなく、地域防災の核である自主防災会の取り組み強化を行う必要があります。

防災に対する関心が高まる中、今後とも地域防災の核となって活動していただく自主防災会に対して、効果的かつ積極的に働きかけ、防災力向上につながる施策を展開されるよう求めます。

次に、平成29年度一般会計歳入歳出決算における雑入についてであります。

各種返還金の介護給付費等返還金において、不納欠損額及び、収入未済額が発生しています。これは、いずれも障害福祉サービス等の事業者が給付費の不正請求を行ったことに伴い、鳥取県が事業者の指定取り消し処分を行ったこと

による返還金及び加算金です。

本市では、介護サービス事業の一部や社会福祉法人の指導・監査については、これまでも行ってきていますが、平成 30 年度からは、中核市に移行したことに伴い、こうした障害福祉サービス事業所等の事業者についても指導・監査を担っていくこととなります。今後、サービス利用者に不利益が生じないよう適正な指導・監査の執行を求めます。

次に、治山事業費であります。

本年 9 月の北海道地震では、山崩れにより多くの人命が失われました。このような状況は、鳥取市においても人ごとではなく、豪雨、地震などによる山崩れで人的被害を出さないようにする必要があります。

そのためには、危険な傾斜地の治山工事などの崩壊防止対策を進めるとともに、裏山が崩れ住宅に土砂がかぶるなどの災害発生時には、被害の拡大を防止するための応急措置を速やかに実施する必要があります。

現在、裏山（民有地）が崩落した場合の市の対応は、十分とは言えない状況にあります。国や県の補助事業にとらわれず、市独自の判断で速やかな対応ができるよう農林水産部と都市整備部など全庁的に十分協議して、土砂災害の危険を回避し、速やかに市民の命や財産を守ることできる制度の立案を要望します。

次に、不用額についてであります。

都市整備部が所管する事業については、特に、河川や道路など、市民生活に密着した要望が多くあります。平成 29 年度決算におきましては、多額の不用額の発生が見受けられます。不用額の発生にはさまざまな要因があり、事業執行が困難となる場合があることは理解しますが、可能な限り市民の期待に応えられるよう事業の遂行を求めます。

最後に、市庁舎整備事業費についてであります。

市庁舎整備事業につきましては、平成 29 年 8 月に完成した実施設計を基に 29 年度は 7 件の工事に着手されております。決算実績の主なものとしては、委託料として実施設計業務が約 1 億円、工事請負費として庁舎棟・市民交流棟

新築工事が約 23 億 7 千万円、電気設備工事が約 3 億 8 千万円、機械設備工事が約 5 億 9 千万円などであります。

これまでの市議会の新庁舎建設に関する調査特別委員会の「できる限り地元業者へ発注すること」等の意見を踏まえられ、分離分割発注を進めておられることを高く評価するものであります。

分離分割発注については、一括発注に比べて発注額が高くなること、庁舎建設などの大きな工事の場合、それぞれの工事を請け負った業者間の施工調整が難しいなどの課題がありますが、地元への経済効果を考慮すると、それらはやむを得ないものと考えます。

今後、本市が発注する工事において、新本庁舎建設工事の経験を生かし、地元への経済効果を重視した取り組みを進められるよう求めるものであります。

さらに、市庁舎整備は市民の関心が高く、関連事業を含めてわかりやすく丁寧に市民へ説明され、行政としての責任を果たされるようあわせて求めるものであります。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第 138 号 平成 29 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について、

議案第 139 号 平成 29 年度鳥取市下水道等事業決算認定について、

議案第 140 号 平成 29 年度鳥取市病院事業決算認定について、

以上 3 案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第 136 号 平成 29 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について、

議案第 137 号 平成 29 年度鳥取市水道事業決算認定について、

以上 2 案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

終わりに、本報告、分科会報告が、平成 31 年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告します。

議案第 136 号平成 29 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして述べさせていただきます。

まず、自主防災会連合会補助金についてであります。

たび重なる地震・水害・大雪など多様な災害に備え、自主防災会の充実強化を図るため、危機管理局に防災支援係を新設し、地域防災力の向上に努力されていることは、高く評価しています。

しかしながら、さらなる地域防災力の向上を図るためには、行政だけではなく、地域防災の核である自主防災会の取り組み強化を行う必要があります。

防災に対する関心が高まる中、今後とも地域防災の核となって活動していただく自主防災会に対して、効果的かつ積極的に働きかけ、防災力向上につながる施策を展開されるよう求めます。

次に地域おこし協力隊事業費についてであります。

本事業は、任期終了後の隊員の定着率も高く、移住定住の面からも、人口減少や高齢化等の課題を抱える本市において効果的な事業であります。

しかし、一方で目標を達成するためには、意欲ある協力隊員の確保と隊員に対する地域の住民からの支援体制の充実は欠かせません。

そこで、執行部におかれましては、協力隊員となる人材の確保策として SNS 等を利用するなど、幅広い広報手段を検討するとともに、地域の各種団体と協力しながら、支援体制の充実を図り、事業の拡大に取り組まれるよう求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

福祉保健分科会の審査の結果をご報告いたします。

議案第 136 号平成 29 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第 140 号平成 29 年度鳥取市病院事業決算認定について、以上 2 案の審査の過程において各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

初めに市立病院についてであります。

平成 29 年度の経常収支は、専門医の不足により診療体制を縮小せざるを得なかったことが影響し、入院患者数、外来患者数ともに減少したことから、3 年連続の赤字決算となりました。

施設整備費用を抑制するなど経費節減への努力は見られましたが、高齢の入院患者が、在宅生活に戻るまでの病院内や病院間の連携に課題があり、地域包括ケア病棟の運営が黒字化に繋がっていないという課題も見られます。

平成 30 年度には、救急科の新設により、救急受入体制が強化されたことから、入院患者の増加が見込まれます。引き続き、経営改善に向けての努力を求めるとともに、退院後の高齢者が地域で暮らしていけるよう在宅診療支援等の地域医療の確保を望みます。

次に、平成 29 年度一般会計歳入歳出決算における雑入についてであります。

各種返還金の介護給付費等返還金において、不納欠損額及び、収入未済額が発生しています。これは、いずれも障害福祉サービス等の事業者が給付費の不正請求を行ったことに伴い、鳥取県が事業者の指定取り消し処分を行ったことによる返還金及び加算金です。

本市では、介護サービス事業の一部や社会福祉法人の指導・監査については、これまでも行ってきていますが、平成 30 年度からは、中核市に移行したことに伴い、こうした障害福祉サービス事業所等の事業者についても指導・監査を担っていくこととなります。今後、サービス利用者に不利益が生じないよう適正な指導・監査の執行を求めます。

最後に、病児・病後児保育事業費についてであります。

本事業は、感染症の流行期と流行期以外では、保育需要に大きな差が生じるため、経営的に難しいと思われ、担い手の確保が困難ではありますが、単独での事業実施が困難な周辺自治体の病児・病後児の受け入れにも対応する姿勢については評価するところであります。

しかし、さらなる受け入れ拡大を望む声があるのも確かであります。特に需要が多いと思われる病児保育については、現在、病後児保育の受け入れを行っている鳥取市立病院との積極的な連携により受け入れが可能となるよう検討を求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。
議案第 136 号平成 29 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、要保護・準要保護児童就学援助費及び準要保護児童・生徒給食扶助費についてであります。

要保護、準要保護の対象となる子供たちは、本市小中学校で 1,800 人を超える状況であります。本市では、「鳥取市子どもの未来応援計画」により子供の貧困対策を総合的に推進するため、コーディネーターを配置していますが、具体的な対応のためには、コーディネーターは要保護・準要保護の状況を初めとしてさまざまな情報を把握する必要があります。

今後は、教育委員会と健康こども部が日常からの連携をさらに深め、子供たちの貧困対策が効果的に推進されるよう求めます。

次に、観光協会等補助金についてであります。

本年 1 月には、広域観光に向けて麒麟のまち観光局、いわゆる日本版DMOが設立され、インバウンドに係る観光戦略や人材育成などに大きな役割を担うことが期待されます。これにあわせ、これまで観光事業の推進に努めてきた観光協会には新たな役割が求められます。時代のニーズを捉えた積極的な活動により、観光協会がさらに発展するよう、麒麟のまち観光局とのすみ分けを明確にした上で、事業推進されることを要望します。

最後に、治山事業費であります。

本年 9 月の北海道地震では、山崩れにより多くの人命が失われました。このような状況は、鳥取市においても人ごとではなく、豪雨、地震などによる山崩れで人的被害を出さないようにする必要があります。

そのためには、危険な傾斜地の治山工事などの崩壊防止対策を進めるとともに、裏山が崩れ住宅に土砂がかぶるなどの災害発生時には、被害の拡大を防止するための応急措置を速やかに実施する必要があります。

現在、裏山（私有地）が崩落した場合の市の対応は、十分とは言えない状況にあります。国や県の補助事業にとらわれず、市独自の判断で速やかな対応ができるよう農林水産部と都市整備部など全庁的に十分協議して、土砂災害の危険を回避し、速やかに市民の命や財産を守ることでできる制度の立案を要望します。

以上で、本分科会の報告を終わります。

建設水道分科会の審査の結果を御報告いたします。

議案第 136 号平成 29 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第 137 号平成 29 年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第 138 号平成 29 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について及び、議案第 139 号平成 29 年度鳥取市下水道等事業決算認定について、以上 4 案の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、合併処理浄化槽設置補助金についてであります。

本補助金は、公共下水道や集落排水の整備が見込まれない区域並びに整備に相当の期間を要する区域での合併浄化槽を設置する方に対し交付する補助金であります。

本市では、公共下水道の普及に努められているところではありますが、未接続への対応は十分とは言えません。今後は、補助金を交付する際に、下水道の整備が完了した場合は、速やかに下水道へ接続することを条件にするなど、接続率の向上を図る取り組みを行われるよう求めます。

次に、不用額についてであります。

都市整備部が所管する事業については、特に、河川や道路など、市民生活に密着した要望が多くあります。平成 29 年度決算におきましては、多額の不用額の発生が見受けられます。不用額の発生にはさまざまな要因があり、事業執行が困難となる場合があることは理解しますが、可能な限り市民の期待に応えられるよう事業の遂行を求めます。

最後に、交通対策費についてであります。

公共交通の維持確保につきましては、利用者の減少、人口減少の中、さまざまな施策に取り組み、努力をされていることは評価しています。しかしながら、高齢化の進展や運転免許返納者の増加など、公共交通へのニーズがますます高まる中、公共交通の維持確保に向けた対応が市政の重要な課題となっています。今後は、都市整備部だけではなく全庁的な課題と捉え、各部局が連携して取り組まれるよう求めます。

また、高齢者、障がい者等交通弱者に焦点を当て、ニーズに沿った施策についても取り組まれるよう求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

決算審査特別委員会 新庁舎建設分科会報告

新庁舎建設分科会での審査の結果を御報告します。

議案第 136 号平成 29 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして述べさせていただきます。

市庁舎整備事業につきましては、平成 29 年 8 月に完成した実施設計を基に 29 年度は 7 件の工事に着手されております。決算実績の主なものとしては、委託料として実施設計業務が約 1 億円、工事請負費として庁舎棟・市民交流棟新築工事が約 23 億 7 千万円、電気設備工事が約 3 億 8 千万円、機械設備工事が約 5 億 9 千万円などであります。

これまでの市議会の新庁舎建設に関する調査特別委員会の「できる限り地元業者へ発注すること」等の意見を踏まえられ、分離分割発注を進めておられることを高く評価するものであります。

分離分割発注については、一括発注に比べて発注額が高くなること、庁舎建設などの大きな工事の場合、それぞれの工事を請け負った業者間の施工調整が難しいなどの課題がありますが、地元への経済効果を考慮すると、それらはやむを得ないものと考えます。

今後、本市が発注する工事において、新本庁舎建設工事の経験を生かし、地元への経済効果を重視した取り組みを進められるよう求めるものであります。

さらに、市庁舎整備は市民の関心が高く、関連事業を含めてわかりやすく丁寧に市民へ説明され、行政としての責任を果たされるようあわせて求めるものであります。

以上で本分科会の報告を終わります。